

(別紙)

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="869 256 1115 352">こ 成 保 3 8 5 文科初第 4 8 3 号 令和 5 年 5 月 19 日</p> <p data-bbox="703 389 1115 485"><u>[最終改正]</u> こ 成 保 1 9 2 <u>5 文科初第 2588 号</u> <u>令和 6 年 3 月 29 日</u></p> <p data-bbox="91 655 338 683">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="651 756 1061 852">こども家庭庁成育局長 文部科学省初等中等教育局長</p> <p data-bbox="129 1054 1070 1082">特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について</p> <p data-bbox="91 1155 1106 1315">「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成 27 年内閣府告示第 49 号。以下「告示」という。)の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して遅滞なく周知を図られたい。</p> <p data-bbox="91 1321 1106 1417">なお、本通知は令和 5 年 4 月 1 日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成 28 年 8 月 23 日付府子本第 571 号、28 文科初第 727 号、雇児発 0823 第 1 号)は廃止する。</p> <p data-bbox="91 1423 1106 1479">この通知の適用前に、旧通知に基づき実施した取り扱いについては、なお従前の例によることとする。</p>	<p data-bbox="1899 256 2161 352">こ 成 保 3 8 5 文科初第 4 8 3 号 令和 5 年 5 月 19 日</p> <p data-bbox="1128 655 1375 683">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1688 756 2098 852">こども家庭庁成育局長 文部科学省初等中等教育局長</p> <p data-bbox="1167 1054 2107 1082">特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について</p> <p data-bbox="1128 1155 2143 1315">「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成 27 年内閣府告示第 49 号。以下「告示」という。)の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して遅滞なく周知を図られたい。</p> <p data-bbox="1128 1321 2143 1417">なお、本通知は令和 5 年 4 月 1 日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成 28 年 8 月 23 日付府子本第 571 号、28 文科初第 727 号、雇児発 0823 第 1 号)は廃止する。</p> <p data-bbox="1128 1423 2143 1479">この通知の適用前に、旧通知に基づき実施した取り扱いについては、なお従前の例によることとする。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 公定価格の具体的な算定方法等 (1) 〔略〕</p> <p>(2) 教育標準時間認定子どもに係る経過措置 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費等の額については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第9条第1項第1号及び同項第2号イ及びロ並びに同項第3号イ及びロの規定により、国庫負担対象部分と地方単独費用部分に分かれるが、告示に定める別表第二等の額は、地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に通常用する費用の額としての標準価格を示しているものであり、国庫負担対象部分は、この標準価格に1,000分の749を乗じて得た額としている。</p> <p>地方単独費用部分は地域の実情等を参酌して市町村が定めることとされているが、新制度の円滑な実施には、給付額が適正に設定されることが重要であり、また、標準価格は幼稚園等に求められる職員配置基準等を踏まえた必要な費用の実態に基づき、人件費の地域間格差も踏まえて設定した標準的な給付水準であること等を踏まえ、各市町村は、基本的に、この標準価格に基づき、各市町村において給付額を設定いただくようお願いしたいこと。</p> <p>なお、地方財政措置についても、標準価格を基に設定する予定としていることから、こうしたことも十分に踏まえた対応とすること。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>第2～3 〔略〕</p> <p>第4 充足すべき職員数の算定方法について 公定価格における充足すべき職員数については、別紙1から別紙10に規定するところである。</p> <p>(1) 基本分単価において充足すべき職員と各加算について 3歳児配置改善加算、<u>4歳以上児配置改善加算</u>、満3歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、主幹教諭等（主任保育士）専任加算、指導充実加配加算、チーム保育推進加算、学級編制調整加配加算、療育支援加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職員及び非常勤事務職員（注）を満たした上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。</p> <p>職員数の充足状況の確認に際しては、当該施設・事業所の専任又は他の施設・事業所と</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 公定価格の具体的な算定方法等 (1) 〔同左〕</p> <p>(2) 教育標準時間認定子どもに係る経過措置 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費等の額については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第9条第1項第1号及び同項第2号イ及びロ並びに同項第3号イ及びロの規定により、国庫負担対象部分と地方単独費用部分に分かれるが、告示に定める別表第二等の額は、地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に通常用する費用の額としての標準価格を示しているものであり、国庫負担対象部分は、この標準価格に1,000分の744を乗じて得た額としている。</p> <p>地方単独費用部分は地域の実情等を参酌して市町村が定めることとされているが、新制度の円滑な実施には、給付額が適正に設定されることが重要であり、また、標準価格は幼稚園等に求められる職員配置基準等を踏まえた必要な費用の実態に基づき、人件費の地域間格差も踏まえて設定した標準的な給付水準であること等を踏まえ、各市町村は、基本的に、この標準価格に基づき、各市町村において給付額を設定いただくようお願いしたいこと。</p> <p>なお、地方財政措置についても、標準価格を基に設定する予定としていることから、こうしたことも十分に踏まえた対応とすること。</p> <p>(3) 〔同左〕</p> <p>第2～3 〔同左〕</p> <p>第4 充足すべき職員数の算定方法について 公定価格における充足すべき職員数については、別紙1から別紙10に規定するところである。</p> <p>(1) 基本分単価において充足すべき職員と各加算について 3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、主幹教諭等（主任保育士）専任加算、指導充実加配加算、チーム保育推進加算、学級編制調整加配加算、療育支援加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職員及び非常勤事務職員（注）を満たした上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。</p> <p>職員数の充足状況の確認に際しては、当該施設・事業所の専任又は他の施設・事業所と</p>

改正後	改正前
<p>の兼務の状況を把握すること。兼務とされる職員については、機会を捉えて、勤務の実態を把握するようにすること。</p> <p>また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。</p> <p>(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>(2) 各加算の適用順位について</p> <p>各加算の適用に優先順位はなく、各園の実情に応じて必要な加算を選択できること。<u>また、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算及び満3歳児対応加配加算の適用については、別添1の算式により算出された職員数を満たす場合に加算が適用されること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>第5 [略]</p>	<p>の兼務の状況を把握すること。兼務とされる職員については、機会を捉えて、勤務の実態を把握するようにすること。</p> <p>また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。</p> <p>(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>(2) 各加算の適用順位について</p> <p>各加算の適用に優先順位はなく、各園の実情に応じて必要な加算を選択できること。</p> <p>(3) [同左]</p> <p>第5 [同左]</p>
<p>※以降、「4歳以上児配置改善加算」の追加による条番号の修正等の軽微な改定箇所は省略しています。</p>	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別紙1（幼稚園（教育標準時間認定1号））</p> <p>I～II（略）</p> <p>III 基本加算部分</p> <p>（中略）</p> <p>3. 3歳児配置改善加算（⑧）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>IIの1.（2）（イ）iの年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る教員配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。<u>なお、3歳児の実人数が15人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教員数を満たす場合は、加算が適用される。</u></p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/15 \text{（同）}\} = \text{配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）}$ <p>（中略）</p> <p>4. 4歳以上児配置改善加算（⑨）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>IIの1.（2）（イ）iの年齢別配置基準のうち、4歳以上児に係る教員配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施する施設（チーム保育加配加算を算定している施設は除く。）に加算する。<u>なお、4歳以上児が25人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教員数を満たす場合は、加算が適用される。</u></p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{（同）}\} = \text{配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）}$ <p>（2）加算の認定</p> <p><u>（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等）を徴して確認すること。</u></p> <p><u>（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</u></p> <p>（3）加算額の算定</p> <p><u>加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Iの単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。（年度の初日の前日における年齢が満3歳の子どもを除く）。</u></p>	<p style="text-align: center;">別紙1（幼稚園（教育標準時間認定1号））</p> <p>I～II（同左）</p> <p>III 基本加算部分</p> <p>（同左）</p> <p>3. 3歳児配置改善加算（⑧）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>IIの1.（2）（イ）iの年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る教員配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。</p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/15 \text{（同）}\} = \text{配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）}$ <p>（同左）</p> <p>[加える]</p>

改正後	改正前
<p>5. <u>満3歳児対応加配加算（⑩又は⑩'）</u></p> <p>（1）加算の要件</p> <p>（ア）3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑩】</p> <p>Ⅱの1.（2）（イ）iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人）により実施する施設に加算する。なお、<u>満3歳児の実人数が6人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教員数を満たす場合は、加算が適用される。</u></p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$ <p>（イ）3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑩'】</p> <p>Ⅱの1.（2）（イ）iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人）により実施する施設に加算する。なお、<u>満3歳児の実人数が6人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教員数を満たす場合は、加算が適用される。</u></p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$ <p>〔中略〕</p>	<p>4. <u>満3歳児対応加配加算（⑨又は⑨'）</u></p> <p>（1）加算の要件</p> <p>（ア）3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑨】</p> <p>Ⅱの1.（2）（イ）iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人）により実施する施設に加算する。</p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$ <p>（イ）3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑨'】</p> <p>Ⅱの1.（2）（イ）iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人）により実施する施設に加算する。</p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$ <p>〔同左〕</p>
<p>VI 特定加算部分</p> <p>1. <u>主幹教諭等専任加算（⑱）</u></p> <p>（1）加算の要件</p> <p>主幹教諭等（学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主幹教諭及び指導教諭をいう。以下同じ。）を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて代替教員（非常勤講師等）を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>なお、<u>主幹教諭等が学級担任を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されないこと。</u></p> <p>i 〔略〕</p> <p>ii 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているもの）と取り扱う。）、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、<u>幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり及びこれらと同等の要件を満たして実施しているもの。（ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</u></p> <p>iii～iv 〔略〕</p> <p>v 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの（年度当初から当該取組を開始する場合は5月において計画により下記の要件を満たしているこ</p>	<p>VI 特定加算部分</p> <p>1. <u>主幹教諭等専任加算（⑱）</u></p> <p>（1）加算の要件</p> <p>主幹教諭等（学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主幹教諭及び指導教諭をいう。以下同じ。）を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて代替教員（非常勤講師等）を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>i 〔同左〕</p> <p>ii 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているもの）と取り扱う。）、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、<u>幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</u></p> <p>iii～iv 〔同左〕</p> <p>v 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの（年度当初から当該取組を開始する場合は5月において計画により下記の要件を満たしているこ</p>

改正後	改正前
<p>とをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>(ア)～(イ) 〔略〕</p> <p><u>(ウ) 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のキュラムを編成・実施していること(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)</u></p> <p><u>vi 都道府県及び市町村等の教育委員会又は幼児教育センターなど幼児教育施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う部局、あるいは幼児教育アドバイザーなど地方自治体に所属して幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験に基づき幼児教育に関する指導助言等を行う者と連携して、園内研修を企画・実施していること。</u></p> <p>〔中略〕</p> <p><u>1.3. 施設機能強化推進費加算 (㉑)</u></p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組<small>(注1・注2・注3)</small>を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>〔略〕</p> <p>ii 一般型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。))、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、<u>幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり及びこれらと同等の要件を満たして実施しているもの。(ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</u></p> <p><u>1.4. 小学校接続加算 (㉒)</u></p> <p>(1) 加算の要件</p> <p><u>小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に、(3)に定める通り加算する。</u></p> <p>i～ii 〔略〕</p> <p><u>iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のキュラムを編成・実施していること(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 加算額の算定</p> <p>加算額は、以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p><u>(ア)(1)のi及びiiのいずれの取組も実施している場合</u></p> <p><u>(イ)(ア)に加えて、(1)iiiの取組を実施している場合</u></p> <p>〔略〕</p>	<p>とをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>(ア)～(イ) 〔同左〕</p> <p><u>(ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。)</u></p> <p>〔加える〕</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>1.3. 施設機能強化推進費加算 (㉑)</u></p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組<small>(注1・注2・注3)</small>を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>ii 一般型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。))、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、<u>幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</u></p> <p><u>1.4. 小学校接続加算 (㉒)</u></p> <p>(1) 加算の要件</p> <p><u>次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。</u></p> <p>i～ii 〔同左〕</p> <p><u>iii 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</u></p> <p>(2) 〔同左〕</p> <p>(3) 加算額の算定</p> <p>加算額は、<u>定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</u>とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>〔同左〕</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別紙2（保育所（保育認定2・3号））</p> <p>I～II 〔略〕</p> <p>III 基本加算部分</p> <p>〔中略〕</p> <p>2. 3歳児配置改善加算（⑧）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>IIの1.（2）（ア）iの年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。<u>なお、3歳児の実人数が15人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。</u></p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1、2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$ <p>=配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. 4歳以上児配置改善加算（⑨）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>IIの1.（2）（ア）iの年齢別配置基準のうち、4歳以上児に係る保育士配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施する施設（チーム保育推進加算を算定している施設は除く。）に加算する。<u>なお、4歳以上児の実人数が25人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。</u></p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1、2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$ <p>=配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）</p> <p>（2）加算の認定</p> <p><u>（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込み）及び保育士の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。</u></p> <p><u>（イ）市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">別紙2（保育所（保育認定2・3号））</p> <p>I～II 〔同左〕</p> <p>III 基本加算部分</p> <p>〔同左〕</p> <p>2. 3歳児配置改善加算（⑧）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>IIの1.（2）（ア）iの年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。</p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1、2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$ <p>=配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔加える〕</p>

改正後	改正前
<p>(3) 加算額の算定 <u>加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。(年度の初日の前日における年齢が満3歳の子どもを除く)。</u></p> <p>4～6 [略]</p> <p><u>7. 賃借料加算 (13)</u> (1) 加算の要件 以下の要件全てに該当する施設に加算する。 (ア) (イ) [略] (ウ) 賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」(令和5年4月19日こ成保第15号子ども家庭庁成育局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>[中略]</p> <p><u>Ⅳ 加減調整部分</u></p> <p>1～2 [略]</p> <p><u>3. 土曜日に閉所する場合 (18)</u> (1)～(2) [略]</p> <p>(3) 調整額の算定 調整額は、適用される基本分単価(6)、処遇改善等加算Ⅰ(7)、3歳児配置改善加算(8)、<u>4歳以上児配置改善加算(9)</u>及び夜間保育加算(11)の額の合計に、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。)に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>[中略]</p> <p><u>Ⅵ 特定加算部分</u></p> <p><u>1. 主任保育士専任加算 (20)</u> (1) 加算の要件 主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価(6)及び他</p>	<p>3～5 [略]</p> <p><u>6. 賃借料加算 (12)</u> (1) 加算の要件 以下の要件全てに該当する施設に加算する。 (ア) (イ) [略] (ウ) 賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>[同左]</p> <p><u>Ⅳ 加減調整部分</u></p> <p>1～2 [同左]</p> <p><u>3. 土曜日に閉所する場合 (17)</u> (1)～(2) [同左]</p> <p>(3) 調整額の算定 調整額は、適用される基本分単価(6)、処遇改善等加算Ⅰ(7)、3歳児配置改善加算(8)及び夜間保育加算(10)の額の合計に、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。)に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>[同左]</p> <p><u>Ⅵ 特定加算部分</u></p> <p><u>1. 主任保育士専任加算 (19)</u> (1) 加算の要件 主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価(6)及び他</p>

改正後	改正前
<p>の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士^(注1)を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>なお、当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p><u>なお、主任保育士がクラス担当を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されないこと。</u></p> <p>[中略]</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）</p> <p><u>また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。</u></p> <p>[中略]</p> <p>(2) 加算の認定</p> <p>(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、<u>育児相談・地域の子育て支援活動等の内容、事業等の実施状況等</u>）を徴して確認すること。</p> <p>[中略]</p> <p><u>3. 事務職員雇上費加算 (2)</u></p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>事務職員を配置し、以下の事業等のいずれかを実施する施設に加算する。</p> <p>(注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>[中略]</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）</p> <p><u>また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。</u></p> <p>[中略]</p> <p><u>9. 高齢者等活躍促進加算 (28)</u></p> <p>[中略]</p> <p>(イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること</p> <p>[略]</p>	<p>の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士^(注1)を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>なお、当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>[同左]</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）</p> <p><u>ただし、令和4年度に当該要件を満たしていた期間がある施設については、乳児の利用が2人以下であっても、乳児が3人以上利用できる体制を維持している場合には、令和4年度に当該要件を満たしていた月と同じ月について、令和5年度に限り当該要件を満たすものとみなす。</u></p> <p>[同左]</p> <p>(2) 加算の認定</p> <p>(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、事業等の実施状況等）を徴して確認すること。</p> <p>[同左]</p> <p><u>3. 事務職員雇上費加算 (2)</u></p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>事務職員を配置し、以下の事業等のいずれかを実施する施設に加算する。</p> <p>(注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>[同左]</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）</p> <p>[加える]</p> <p>[同左]</p> <p><u>9. 高齢者等活躍促進加算 (27)</u></p> <p>[同左]</p> <p>(1) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること</p> <p>[同左]</p>

改正後	改正前
<p>iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） <u>また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。</u></p> <p>[中略]</p>	<p>iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>[同左]</p>
<p><u>10. 施設機能強化推進費加算 (㉘)</u></p> <p>(1) 加算の要件 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組<small>(注1・注2・注3)</small>を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>[中略]</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） <u>また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。</u></p> <p>[中略]</p>	<p><u>10. 施設機能強化推進費加算 (㉘)</u></p> <p>(1) 加算の要件 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組<small>(注1・注2・注3)</small>を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>[同左]</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>[同左]</p>
<p><u>11. 小学校接続加算 (㉙)</u></p> <p>(1) 加算の要件 <u>小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に、(3)に定める通り加算する。</u> i～ii [略] iii <u>小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。 <u>(ア) (1)のi及びiiのいずれの取組も実施している場合</u> <u>(イ) (ア)に加えて、(1)iiiの取組を実施している場合</u></p> <p>[略]</p>	<p><u>11. 小学校接続加算 (㉙)</u></p> <p>(1) 加算の要件 <u>次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。</u> i～ii [同左] iii <u>小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</u></p> <p>(2) [同左]</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、<u>定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）</u>とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>[同左]</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別紙3（認定こども園（教育標準時間認定1号））</p> <p>I 〔略〕</p> <p>II 基本部分</p> <p>1. 基本分単価（⑤） 〔中略〕</p> <p>（2）基本分単価に含まれる職員構成 基本分単価（保育認定子どもに係る基本分単価を含む。）に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。 なお、分園は中心園の園長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下の職員を充足すること。ただし、嘱託医（幼保連携型認定こども園にあっては学校医等）については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。</p> <p>（ア）保育教諭等 基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下のiとiiを合計した数であること。</p> <p>i 年齢別配置基準（※） 4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満3歳児 20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人 〔中略〕</p> <p>〔注4〕基本分単価の費用の算定上、i年齢別配置基準の保育教諭等には主幹保育教諭等2人（教育標準時間認定子どもに係る分及び保育認定子どもに係る分でそれぞれ1人ずつ）を配置するための費用が含まれている。 <u>主幹保育教諭等2人又は1人の配置がなされていない場合は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減額調整を行う必要があること。</u> <u>また、主幹保育教諭等が1人しか配置されていない場合は、教育標準時間認定又は保育認定のいずれか一方を減算調整すること。</u> 別紙4（認定こども園（保育認定2・3号））における「教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合（⑩）」の調整を受ける施設の場合については、主幹保育教諭等及び代替保育教諭は保育認定に係るそれぞれ1人ずつの配置があれば足りること。 また、第4（1）に定める基本分単価において充足すべき職員と各加算に係る取扱いにおいては、主幹保育教諭等2人又は1人が配置されていない場合も、必要となる基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を</p>	<p style="text-align: center;">別紙3（認定こども園（教育標準時間認定1号））</p> <p>I 〔同左〕</p> <p>II 基本部分</p> <p>1. 基本分単価（⑤） 〔同左〕</p> <p>（2）基本分単価に含まれる職員構成 基本分単価（保育認定子どもに係る基本分単価を含む。）に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。 なお、分園は中心園の園長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下の職員を充足すること。ただし、嘱託医（幼保連携型認定こども園にあっては学校医等）については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。</p> <p>（ア）保育教諭等 基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下のiとiiを合計した数であること。</p> <p>i 年齢別配置基準（※） 4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満3歳児 20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人 〔同左〕 〔加える〕</p>

改正後	改正前
<p>満たす場合は、基本分単価において充足すべき職員数を満たしていると取り扱って差し支えないこと。</p> <p>ii その他^(※) 〔略〕</p> <p>c <u>主幹保育教諭等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 14 条に規定する副園長、教頭及び主幹保育教諭・指導保育教諭（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においては、副園長、教頭及び主幹教諭・指導教諭・主任保育士）をいう。以下同じ。）2 人を専任化させるための代替保育教諭等を 2 人（うち 1 人は非常勤講師等でも可とする）</u>^(注2) 〔略〕 (注2) 当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>〔中略〕</p> <p>Ⅲ 基本加算部分 〔中略〕</p> <p>3. 学級編制調整加配加算 (⑧) (1) 加算の要件 全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、<u>基本分単価 (⑤) 及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、保育教諭等を配置する教育標準時間認定子ども及び保育 (2号) 認定子どもに係る利用定員が 36 人以上 300 人以下の施設に加算する。</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><u>4. 3 歳児配置改善加算 (⑨)</u> (1) 加算の要件 Ⅱの 1. (2) (ア) i の年齢別配置基準のうち、3 歳児及び満 3 歳児に係る保育教諭等の配置基準を 3 歳児及び満 3 歳児 15 人につき 1 人により実施する施設に加算する。<u>なお、3 歳児の実人数が 15 人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育教諭等数を満たす場合は、加算が適用される。</u></p> <p><算式> $\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))}\} \\ + \{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1、2 \text{ 歳児数 (保育認定を受けた子どもに限る。)} \\ \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$ </p> <p>〔中略〕</p>	<p>ii その他^(※) 〔同左〕</p> <p>c <u>主幹保育教諭等 2 人を専任化させるための代替保育教諭等を 2 人（うち 1 人は非常勤講師等でも可とする）</u>^(注2) 〔同左〕 (注2) 当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>〔同左〕</p> <p>Ⅲ 基本加算部分 〔同左〕</p> <p>3. 学級編制調整加配加算 (⑧) (1) 加算の要件 全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、Ⅱの 1. (2) (ア) i の年齢別配置基準に加えて保育教諭等を配置する教育標準時間認定子ども及び保育 (2号) 認定子どもに係る利用定員が 36 人以上 300 人以下の施設に加算する。</p> <p>(2) ～ (3) (同左)</p> <p><u>4. 3 歳児配置改善加算 (⑨)</u> (1) 加算の要件 Ⅱの 1. (2) (ア) i の年齢別配置基準のうち、3 歳児及び満 3 歳児に係る保育教諭等の配置基準を 3 歳児及び満 3 歳児 15 人につき 1 人により実施する施設に加算する。</p> <p><算式> $\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))}\} \\ + \{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1、2 \text{ 歳児数 (保育認定を受けた子どもに限る。)} \\ \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$ </p> <p>〔同左〕</p>

改正後	改正前
<p>5. 4歳以上児配置改善加算 (⑩)</p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>IIの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準のうち、4歳以上児に係る保育教諭等の配置基準を4歳以上児 25人につき1人により実施する施設(チーム保育加配加算を算定している施設は除く。)に加算する。なお、4歳以上児の実人数が25人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育教諭等数を満たす場合は、加算が適用される。</p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} \\ + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1、2\text{歳児数 (保育認定を受けた子どもに限る.)} \\ \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$ <p>(2) 加算の認定</p> <p>(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)を徴して確認すること。</p> <p>(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定</p> <p>加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Iの単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。(年度の初日の前日における年齢が満3歳の子どもを除く)。</p> <p>6. 満3歳児対応加配加算 (⑪又は⑩´)</p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>(ア) 3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑪】</p> <p>IIの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人)により実施する施設に加算する。なお、満3歳児の実人数が6人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育教諭等数を満たす場合は、加算が適用される。</p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} \\ + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3\text{歳児} \times 1/6 \text{ (同)}\} \\ = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$	<p>[加える]</p> <p>5. 満3歳児対応加配加算 (⑩又は⑩´)</p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>(ア) 3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑩】</p> <p>IIの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人)により実施する施設に加算する。</p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} \\ + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3\text{歳児} \times 1/6 \text{ (同)}\} \\ = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$

改正後	改正前
<p>(イ) 3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑪´】</p> <p>IIの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施する施設に加算する。<u>なお、満3歳児の実人数が6人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育教諭等数を満たす場合は、加算が適用される。</u></p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \\ + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} \\ = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$ <p>[中略]</p> <p>IV 加減調整部分</p> <p>1. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 (⑱)</p> <p>(1) 調整の適用を受ける施設の要件</p> <p>以下の要件を満たさない施設に適用する。</p> <p>(要件)</p> <p>IIの1.(2)(ア) i(注4)の主幹保育教諭等1人を配置し、その主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるためのIIの1.(2)(ア) ii cの代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。</p> <p>また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p><u>認定こども園の基本分単価は、主幹保育教諭等がクラス担当等から離れて、指導計画の立案や子育て活動等に専任できるよう、代替保育教諭等の配置のための費用を算定していることから、主幹保育教諭等がクラス担当や学級担任を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合は減算調整を行うこと。</u></p> <p>i [略]</p> <p>ii 一般型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。))、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、<u>幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり及びこれらと同等の要件を満たして実施しているもの。(ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</u></p> <p>iii～iv [略]</p> <p>v 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの(年度当初から当該取組を開始する場合は5月において計画により下記の要件を満たしているこ</p>	<p>(イ) 3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑩´】</p> <p>IIの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施する施設に加算する。</p> <p><算式></p> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \\ + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} \\ = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$ <p>[同左]</p> <p>IV 加減調整部分</p> <p>1. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 (⑲)</p> <p>(1) 調整の適用を受ける施設の要件</p> <p>以下の要件を満たさない施設に適用する。</p> <p>(要件)</p> <p>主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるためのIIの1.(2)(ア) ii cの代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。</p> <p>また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>i [同左]</p> <p>ii 一般型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。))。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、<u>幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</u></p> <p>iii～iv [同左]</p> <p>v 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの(年度当初から当該取組を開始する場合は5月において計画により下記の要件を満たしているこ</p>

改正後	改正前
<p>とをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>(ア)～(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) <u>小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のカリキュラムを編成・実施していること(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)</u></p> <p>vi <u>都道府県及び市町村等の教育委員会又は幼児教育センターなど幼児教育施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う部局、あるいは幼児教育アドバイザーなど地方自治体に所属して幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験に基づき幼児教育に関する指導助言等を行う者と連携して、園内研修を企画・実施していること。</u></p> <p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定</p> <p>(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、IIの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて、施設の設置者から(1)の要件を満たしている旨の申請(施設名、調整の適用年月、<u>主幹保育教諭等1人の配置、教育・育児相談・地域の子育て支援活動等の内容</u>、(1) i から v の事業等の実施状況等)を徴し、要件への適合状況を確認すること。</p> <p>〔中略〕</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>〔中略〕</p> <p>1 1. 施設機能強化推進費加算 (㉔)</p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組<small>(注1・注2・注3)</small>を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>〔略〕</p> <p>ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。))。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。また、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、<u>幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり及びこれらと同等の要件を満たして実施しているもの。</u></p> <p>〔略〕</p> <p>vi 乳児に対する教育・保育の提供(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)</p>	<p>とをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>(ア)～(イ) 〔同左〕</p> <p>(ウ) <u>小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。)</u></p> <p>〔加える〕</p> <p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定</p> <p>(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、IIの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて、施設の設置者から(1)の要件を満たしている旨の申請(施設名、調整の適用年月、(1) i から v の事業等の実施状況等)を徴し、要件への適合状況を確認すること。</p> <p>〔同左〕</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>〔同左〕</p> <p>1 1. 施設機能強化推進費加算 (㉔)</p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組<small>(注1・注2・注3)</small>を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。))。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。また、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、<u>幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>vi 乳児に対する教育・保育の提供(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)</p>

改正後	改正前
<p>また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。</p> <p>[中略]</p> <p>12. 小学校接続加算 (㉓)</p> <p>(1) 加算の要件 <u>小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に、(3)に定める通り加算する。</u> i ~ ii [略] iii <u>小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のカリキュラムを編成・実施していること(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。 <u>(ア)(1)のi及びiiのいずれの取組も実施している場合</u> <u>(イ)(ア)に加えて、(1)iiiの取組を実施している場合</u></p> <p>[略]</p>	<p>[同左]</p> <p>12. 小学校接続加算 (㉒)</p> <p>(1) 加算の要件 <u>次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。</u> i ~ ii [同左] iii <u>小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</u></p> <p>(2) [同左]</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>[同左]</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別紙4（認定子ども園（保育認定2・3号））</p> <p>I～II 〔略〕</p> <p>III 基本加算部分</p> <p>〔中略〕</p> <p><u>3. 4歳以上児配置改善加算（⑨）</u></p> <p>（1）加算の要件及び加算の認定 <u>加算の要件及び加算の認定は、別紙3のIIIの5.（1）及び（2）により行うこと。</u></p> <p>（2）加算額の算定 <u>加算額の算定は、別紙3のIIIの5.（3）により行うこと。</u></p> <p>4～7 〔略〕</p> <p><u>8. 賃借料加算（⑭）</u></p> <p>（1）加算の要件 以下の特件全てに該当する施設に加算する。 （ア）（イ） 〔略〕 （ウ）賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号子ども家庭庁成育局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>〔中略〕</p> <p>IV 加減調整部分</p> <p><u>1. 教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合（⑰）</u></p> <p>（1）調整の適用を受ける施設の特件 教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定子ども園^{（注）}に適用する。</p> <p><u>（注）教育標準時間認定子どもの利用定員は設定しているものの、利用子どもがいない場合においては、幼保連携型認定子ども園に限らず適用する。</u></p> <p>〔中略〕</p>	<p style="text-align: center;">別紙4（認定子ども園（保育認定2・3号））</p> <p>I～II 〔同左〕</p> <p>III 基本加算部分</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔加える〕</p> <p>3～6 〔略〕</p> <p><u>7. 賃借料加算（⑬）</u></p> <p>（1）加算の特件 以下の特件全てに該当する施設に加算する。 （ア）（イ） 〔略〕 （ウ）賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>〔同左〕</p> <p>IV 加減調整部分</p> <p><u>1. 教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合（⑱）</u></p> <p>（1）調整の適用を受ける施設の特件 教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定子ども園に適用する。</p> <p>〔同左〕</p>

改正後	改正前
<p>3. 土曜日に閉所する場合 (19)</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 調整額の算定 調整額は、適用される基本分単価 (6)、処遇改善等加算 I (7)、3歳児配置改善加算 (8)、<u>4歳以上児配置改善加算 (9)</u> 及び夜間保育加算 (11) の額の合計に、地域区分等及び閉所日数 (当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。) に応じた調整率を乗じて得た額とする (算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>4. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 (20)</p> <p>(1) 調整の適用を受ける施設の要件 以下の要件を満たさない施設に適用する。 (要件) <u>別紙 3 の II の 1. (2) (ア) i (注 4) の主幹保育教諭等 1 人を配置し、その主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための別紙 3 の II の 1. (2) (ア) ii c の代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。</u> また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。 <u>認定こども園の基本分単価は、主幹保育教諭等がクラス担当等から離れて、指導計画の立案や子育て活動等に専任できるよう、代替保育教諭等の配置のための費用を算定していることから、主幹保育教諭等がクラス担当や学級担任を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1 月を超えて兼務が継続している場合は減算調整を行うこと。</u> i ~ iii [略] iv 乳児が 3 人以上利用している施設 (月の初日において乳児が 3 人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。) <u>また、①乳児の利用定員が 3 人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月 2 回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月 (令和 5 年度に特例の適用があった月を含む) については、乳児 3 人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。</u></p> <p>[略]</p> <p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定 (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、別紙 3 の II の 1. (2) で定める職員の充足状況の確認と併せて、施設の設置者から (1) の要件を満たしている旨の申請 (施設名、調整の適用年月、<u>主幹保育教諭等 1 人の配置、教育・育児相談・地域の子育て支援活動等の内容</u>、(1) i から v の事業等の実施状況等) を徴し、要件への適合状況を確認すること。</p> <p>[略]</p>	<p>3. 土曜日に閉所する場合 (18)</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 調整額の算定 調整額は、適用される基本分単価 (6)、処遇改善等加算 I (7)、3歳児配置改善加算 (8) 及び夜間保育加算 (10) の額の合計に、地域区分等及び閉所日数 (当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。) に応じた調整率を乗じて得た額とする (算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>4. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 (19)</p> <p>(1) 調整の適用を受ける施設の要件 以下の要件を満たさない施設に適用する。 (要件) 主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための別紙 3 の II の 1. (2) (ア) ii c の代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。 また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>i ~ iii [同左] iv 乳児が 3 人以上利用している施設 (月の初日において乳児が 3 人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。) <u>ただし、令和 4 年度に当該要件を満たしていた期間がある施設については、乳児の利用が 2 人以下であっても、乳児が 3 人以上利用できる体制を維持している場合には、令和 4 年度に当該要件を満たしていた月と同じ月について、令和 5 年度に限り当該要件を満たすものとみなす。</u></p> <p>[同左]</p> <p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定 (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、別紙 3 の II の 1. (2) で定める職員の充足状況の確認と併せて、施設の設置者から (1) の要件を満たしている旨の申請 (施設名、調整の適用年月、(1) i から v の事業等の実施状況等) を徴し、要件への適合状況を確認すること。</p> <p>[同左]</p>

改正後	改正前
<p>VI 特定加算部分</p> <p>[中略]</p> <p><u>8. 高齢者等活躍促進加算 (㉑)</u></p> <p>[中略]</p> <p>(イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること</p> <p>[略]</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)</p> <p><u>また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。</u></p> <p><u>10. 小学校接続加算 (㉓)</u></p> <p>(1) 加算の要件及び認定</p> <p>加算の要件及び加算の認定は、別紙3のVIの11.(1)及び(2)により行うこと。</p> <p>(2) 加算額の算定</p> <p>加算額は、<u>以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</u>とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p><u>(ア) (1)のi及びiiのいずれの取組も実施している場合</u></p> <p><u>(イ) (ア)に加えて、(1)iiiの取組を実施している場合</u></p> <p>[略]</p>	<p>VI 特定加算部分</p> <p>[同左]</p> <p><u>8. 高齢者等活躍促進加算 (㉑)</u></p> <p>[同左]</p> <p>(イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること</p> <p>(同左)</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)</p> <p>[加える]</p> <p><u>10. 小学校接続加算 (㉓)</u></p> <p>(1) 加算の要件及び認定</p> <p>加算の要件及び加算の認定は、別紙3のVIの11.(1)及び(2)により行うこと。</p> <p>(2) 加算額の算定</p> <p>加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>[同左]</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別紙5（家庭的保育事業（保育認定3号））</p> <p>I～II 〔略〕</p> <p>III 基本加算部分</p> <p>1～6 〔略〕</p> <p>7. 賃借料加算（⑩）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>以下の要件全てに該当する事業所に加算する。</p> <p>（ア）（イ） 〔略〕</p> <p>（ウ）賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>〔中略〕</p> <p>V 特定加算部分</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 施設機能強化推進費加算（⑳）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組^{（注1・注2・注3）}を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>vi 乳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。</p> <p>〔中略〕</p>	<p style="text-align: center;">別紙5（家庭的保育事業（保育認定3号））</p> <p>I～II 〔略〕</p> <p>III 基本加算部分</p> <p>1～6 〔同左〕</p> <p>7. 賃借料加算（⑩）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>以下の要件全てに該当する事業所に加算する。</p> <p>（ア）（イ） 〔同左〕</p> <p>（ウ）賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>〔同左〕</p> <p>V 特定加算部分</p> <p>〔同左〕</p> <p>6. 施設機能強化推進費加算（⑳）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組^{（注1・注2・注3）}を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>vi 乳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>〔加える〕</p> <p>〔同左〕</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別紙6（小規模保育事業A型・B型（保育認定3号））</p> <p>I～II 〔略〕</p> <p>III 基本加算部分</p> <p>1～6 〔略〕</p> <p>7. 賃借料加算（⑩）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>以下の要件全てに該当する事業所に加算する。</p> <p>（ア）（イ） 〔略〕</p> <p>（ウ）賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>〔中略〕</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 施設機能強化推進費加算（⑭）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組^{（注1・注2・注3）}を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>vi 乳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p><u>また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。</u></p> <p>〔中略〕</p>	<p style="text-align: center;">別紙6（小規模保育事業A型・B型（保育認定3号））</p> <p>I～II 〔略〕</p> <p>III 基本加算部分</p> <p>1～6 〔同左〕</p> <p>7. 賃借料加算（⑩）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>以下の要件全てに該当する事業所に加算する。</p> <p>（ア）（イ） 〔同左〕</p> <p>（ウ）賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>〔同左〕</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>〔同左〕</p> <p>6. 施設機能強化推進費加算（⑭）</p> <p>（1）加算の要件</p> <p>事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組^{（注1・注2・注3）}を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>vi 乳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>〔加える〕</p> <p>〔同左〕</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別紙7（小規模保育事業C型（保育認定3号））</p> <p>I～II 〔略〕</p> <p>III 基本加算部分</p> <p>1～4 〔略〕</p> <p>5. 賃借料加算 (⑩)</p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>以下の要件全てに該当する事業所に加算する。</p> <p>(ア) (イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>〔中略〕</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 施設機能強化推進費加算 (⑪)</p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組^(注1・注2・注3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。</p> <p>〔略〕</p> <p>vi 乳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。</p> <p>〔中略〕</p>	<p style="text-align: center;">別紙7（小規模保育事業C型（保育認定3号））</p> <p>I～II 〔略〕</p> <p>III 基本加算部分</p> <p>1～4 〔同左〕</p> <p>5. 賃借料加算 (⑩)</p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>以下の要件全てに該当する事業所に加算する。</p> <p>(ア) (イ) 〔同左〕</p> <p>(ウ) 賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>〔同左〕</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>〔同左〕</p> <p>6. 施設機能強化推進費加算 (⑪)</p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組^(注1・注2・注3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>vi 乳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>〔加える〕</p> <p>〔同左〕</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別紙 8（事業所内保育事業（保育認定 3 号））</p> <p><u>I～II</u> 〔略〕</p> <p><u>III 基本加算部分</u></p> <p>1～6 〔略〕</p> <p>7. 賃借料加算（⑩） （1）加算の要件 以下の要件全てに該当する事業所に加算する。 （ア）（イ） 〔略〕 （ウ）賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和 5 年 4 月 19 日 こ成保第 15 号こども家庭庁成育局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料等 支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生 じていないこと</p> <p>〔中略〕</p> <p><u>VI 特定加算部分</u> 〔中略〕</p> <p>6. 施設機能強化推進費加算（㉔） （1）加算の要件 事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全 かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注 1・注 2・注 3）を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。 〔略〕 vi 乳児に対する教育・保育の提供（4 月から 11 月までの各月初日を平均して乳児が 3 人以上利用していること。） また、①乳児の利用定員が 3 人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維 持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月 2 回以上開催して いる場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児 3 人以上の利用の要件を 満たしたものと取り扱う。</p> <p>〔中略〕</p> <p style="text-align: center;">別紙 9（居宅訪問型保育事業（保育認定 3 号）） ～ 別紙 1 0（特例施設型給付・特例地域型保育給付費） （略）</p>	<p style="text-align: center;">別紙 8（事業所内保育事業（保育認定 3 号））</p> <p><u>I～II</u> 〔略〕</p> <p><u>III 基本加算部分</u></p> <p>1～6 〔同左〕</p> <p>7. 賃借料加算（⑩） （1）加算の要件 以下の要件全てに該当する事業所に加算する。 （ア）（イ） 〔略〕 （ウ）賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日 雇児発 0331 第 30 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「都市部における保育 所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた事業所については、当該補助に係 る残額が生じていないこと</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>VI 特定加算部分</u> 〔同左〕</p> <p>6. 施設機能強化推進費加算（㉔） （1）加算の要件 事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全 かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注 1・注 2・注 3）を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。 〔略〕 vi 乳児に対する教育・保育の提供（4 月から 11 月までの各月初日を平均して乳児が 3 人以上利用していること。） 〔加える〕</p> <p>〔同左〕</p> <p style="text-align: center;">別紙 9（居宅訪問型保育事業（保育認定 3 号）） ～ 別紙 1 0（特例施設型給付・特例地域型保育給付費） （同左）</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別添 1</p> <p style="text-align: center;"><u>「4歳以上児配置改善加算」と他の年齢別の配置改善加算との適用の整理について</u></p> <p>○別紙 1 (幼稚園 (教育標準時間認定 1号))</p> <p><u>4歳以上児配置改善加算及び3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算の適用については、以下の A~H の算式により算出された職員数を満たしているか確認することにより、A~H の組み合わせに応じた加算が適用される。</u></p> <p><u>ただし、チーム保育加配加算を算定している施設は、4歳以上児配置改善加算は適用しない。また、チーム保育加配加算は、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算と併給する場合であっても配置基準上教員数とは別に必要教員数を算出する。</u></p> <p>A: <u>4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算</u> B: <u>4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算</u> C: <u>4歳以上児配置改善加算、満3歳児対応加配加算</u> D: <u>4歳以上児配置改善加算</u> E: <u>3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算</u> F: <u>3歳児配置改善加</u> G: <u>満3歳児対応加配加算</u> H: <u>いずれも対象外</u></p> <p><算式 A> <u>{4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} = 配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)</u></p> <p><算式 B> <u>{4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 ×1/15 (同)} = 配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)</u></p> <p><算式 C> <u>{4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} = 配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)</u></p> <p><算式 D> <u>{4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数</u></p>	<p>[加える]</p>

改正後	改正前
<p><u>$\times 1/20$ (同) = 配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)</u></p> <p><u><算式 E></u> <u>$\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))}\} + \{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満 3 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$</u></p> <p><u><算式 F></u> <u>$\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))}\} + \{3 \text{ 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$</u></p> <p><u><算式 G></u> <u>$\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))}\} + \{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満 3 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$</u></p> <p><u><算式 H></u> <u>$\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))}\} + \{3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$</u></p>	

改正後	改正前
<p>○別紙2（保育所（保育認定2・3号））</p> <p><u>4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算の適用については、以下のA～Hの算式により算出された職員数を満たしているか確認することにより、A～Hの組み合わせに応じた加算が適用される。</u></p> <p><u>ただし、チーム保育推進加算を算定している施設は、4歳以上児配置改善加算は適用しない。また、チーム保育推進加算は、3歳児配置改善加算と併給する場合であっても、配置基準上保育士数とは別に必要職員数を算出する。</u></p> <p>A：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算 B：4歳以上児配置改善加算 C：3歳児配置改善加算 D：いずれも対象外</p> <p><算式A> <u>{4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/15（同）} + {1,2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} =配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）</u></p> <p><算式B> <u>{4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/20（同）} + {1,2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} =配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）</u></p> <p><算式C> <u>{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/15（同）} + {1,2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} =配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）</u></p> <p><算式D> <u>{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/20（同）} + {1,2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} =配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）</u></p>	

改正後	改正前
<p>○別紙3（認定こども園（教育標準時間認定1号）・別紙4（認定こども園（保育認定2・3号））</p> <p><u>4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算の適用については、以下のA～Hの算式により算出された職員数を満たしているか確認することにより、A～Hの組み合わせに応じた加算が適用される。</u></p> <p><u>認定こども園は教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに算出すること。ただし、チーム保育加配加算を算定している施設は、4歳以上児配置改善加算は適用しない。また、チーム保育加配加算は、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算と併給する場合であっても、配置基準上保育教諭等数とは別に必要保育教諭等数を算出する。</u></p> <p>A：<u>4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算</u> B：<u>4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算</u> C：<u>4歳以上児配置改善加算、満3歳児対応加配加算</u> D：<u>4歳以上児配置改善加算</u> E：<u>3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算</u> F：<u>3歳児配置改善加</u> G：<u>満3歳児対応加配加算</u> H：<u>いずれも対象外</u></p> <p><u><算式A></u> {4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数（満3歳児を除く）×1/15（同）} + {満3歳児数×1/6（同）} + {1,2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} =配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）</p> <p><u><算式B></u> {4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/15（同）} + {満3歳児数×1/15（同）} + {1,2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} =配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）</p> <p><u><算式C></u> {4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数（満3歳児を除く）×1/20（同）} + {満3歳児数×1/6（同）} + {1,2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} =配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）</p> <p><u><算式D></u> {4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/20（同）} + {満3歳児数×1/20（同）} + {1,2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} =配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）</p>	

改正後	改正前
<p><算式 E> $\frac{\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{1,2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}}{1} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$</p> <p><算式 F> $\frac{\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + \{3\text{歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1,2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}}{1} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$</p> <p><算式 G> $\frac{\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{1,2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}}{1} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$</p> <p><算式 H> $\frac{\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1,2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}}{1} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$</p>	